

## 第25 フード等用簡易自動消火装置

この基準は、袋井市森町広域行背組合火災予防条例（昭和46年袋井市外2町消防組合条例第21号）第3条の4に規定する「火災伝送防止装置」のうち、自動消火装置を設置する場合の基準について定めるものとする。

### 1 用語の定義

この基準において用いる用語の意義は、次によるものとする。

(1) フード等用簡易自動消火装置

フード・ダクト用簡易自動消火装置、レンジ用簡易自動消火装置及びフライヤー用簡易自動消火装置をいう。

(2) 防護対象物

フード等用簡易自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。

(3) フード・ダクト用簡易自動消火装置（以下「フード・ダクト用」という。）

フード部分及び排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう。

(4) レンジ用簡易自動消火装置（以下「レンジ用」という。）

レンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう。

(5) フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フライヤー用」という。）

フライヤーを防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう。

(6) 公称防護面積

一のフード等用簡易自動消火装置で警戒することができる範囲の面積をいい「短辺（m）×長辺（m）」で表されたものをいう。

(7) ダクト公称防護面積

一のフード・ダクト用で警戒することのできる範囲のダクトの断面積をいい「短辺（m）×長辺（m）」で表されたものをいう。

(8) ダクト公称防護長さ

一のフード・ダクト用で警戒できる長さで、ダクトの水平部分5メートルをいう。

(9) 公称防護面積等

公称防護面積、ダクト公称防護面積及びダクト公称防護長さをいう。

(10) 被防護面積

一のフード等用簡易自動消火装置で警戒を要する範囲の面積をいう。

(11) ダクト被防護断面積

一のフード・ダクト用で警戒を要する断面積をいう。

(12) ダクト被警戒長さ

一のフード・ダクト用で警戒を要するダクトの長さをいう。

(13) 被防護面積等

被防護面積、ダクト被防護面積及びダクト被警戒長さをいう。

## 2 設置基準

### (1) 設置区分

- フード等用簡易自動消火装置は防護対象物の種類に応じ、次により設置すること、
- ア フード部分と排気ダクト内部は、一の簡易自動消火装置の防護対象物に含めること。
  - イ フード等簡易自動消火装置の種別に応じ、それぞれの防護対象物の被防護面積等を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置すること。

### (2) フード・ダクト用の基準

- ア 排気用ダクトのダクト被防護断面積、ダクト被警戒長さ及び風速等に応じて十分な消火薬剤量を確保すると共に有効に消火できるように感知部、放出口を設置すること。
- イ 排気用ダクト内部の風速が5メートル毎秒を超える場合には、ダクト被警戒長さの外側（フードに接続されていない側に限る。）に消火薬剤放出のため起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置すること。ただし、当該ダンパーが設置されていなくても10m又は薬剤増により有効に消火できるものについては、この限りではない。
- ウ 消火時にダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより、所要の消火性能を確保する方式のものにあつては、当該ダンパーはイの規定に準じて設置すること。
- エ 一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合は、全ての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。
- オ 放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛散しない箇所に設けること。
- カ 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧ガス容器は、温度40度以下で温度変化が少なく、かつ、点検の容易な場所に設けること。

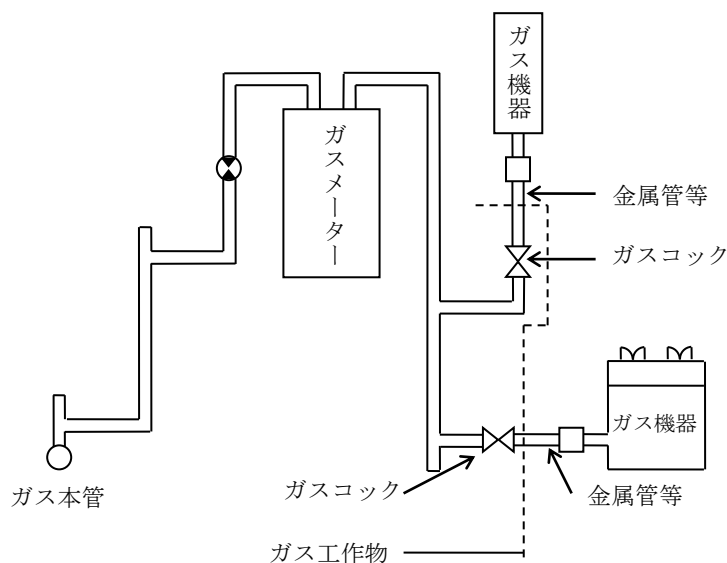
なお、消火薬剤の貯蔵容器及び加圧ガス容器を収容箱に納める場合は、見やすい位置にフード等用簡易自動消火装置である旨の表示をすること。

- キ フード・ダクト用の作動と連動して、一の厨房室の器具への燃料、熱源の供給停止ができるものであること。

なお、ガス器具の供給停止装置（電磁弁等）の設置位置等については、次のよること。

#### (ア) 燃料停止装置の設置位置

- a 燃料停止装置は、原則としてガス工作物以外の範囲（ガスコック以降の配管若しくは設備器具）に設けること。（第1図参照）ただし、使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められる場合には、一の厨房室のガスメーターの2次側に設けることができる。



第1図

b 供給停止装置は、水、熱的影響及び機械的衝撃等を受けない位置に設けること。

(イ) 電磁弁等の性能等

a 電磁弁は、J I S S 2143 (ガス器具用電磁弁) 又は、これと同等以上の性能を有するものとし、原則として手動操作によつてのみ復旧するものとする。

b 電気配線、「電気設備に関する技術基準に定める省令」(昭和40年通商産業省令第61号)に定めるところによること。

ク 放出導管は、消火薬剤放出時の振動等により損傷しないように振止め等のための措置を講じること。

ケ 手動起動装置は火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の箇所に設けること。

コ 電源の供給方式はフード・ダクト用専用回路とし、当該開閉器にその旨の表示をすること。

サ フード・ダクト用の作動した旨を音響及び表示により確認できる装置を防災センター等常時人のいる場所に設けること。この場合の表示は厨房室単位で一の表示とすることができるものであること。

シ 前サの装置付近に警戒区域一覧図を備えること。

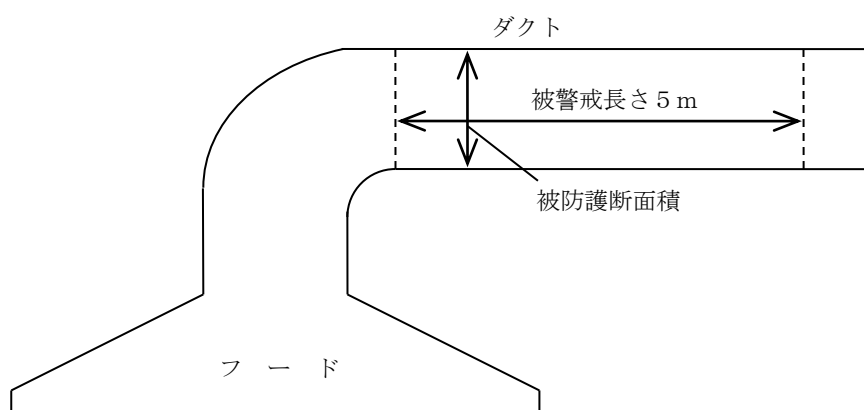
ス フードの被防護面積の算定は次によること。

フードの被防護面積を当該フードの水平投影面積とする。

セ ダクト被警戒長さ及びダクト被防護断面面積の算定は次によること。

(ア) ダクト被警戒長さは当該ダクトの水平部分の5メートルとすること。(第2図参照)

(イ) ダクト被防護断面面積は当該ダクトのダクト被警戒長さの範囲内における最大の断面面積とすること。(第2図参照)



第2図 ダクトの被警戒長さ及び被防護断面積

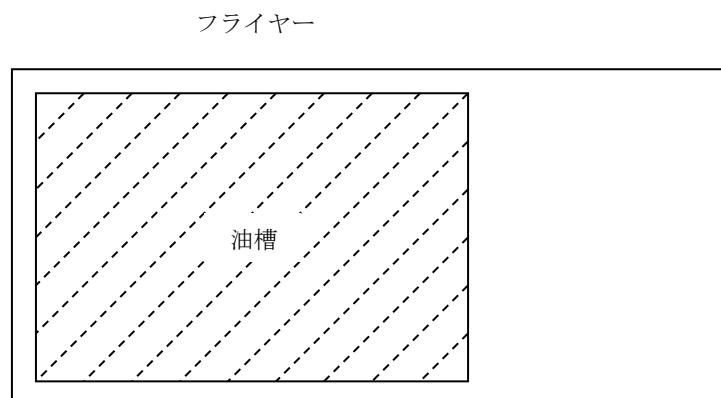
## (3) レンジ用又はフライヤー用の基準

レンジ用又はフライヤー用の基準は前(2)エからシの規定の例によるほか次により設置すること。

## ア レンジの場合

レンジ用の被防護面積は、公称防護面積とすること。

イ フライヤーの被防護面積は、当該フライヤーの油槽の水平投影面積とすること。(第3図参照)



※斜線部分を被防護面積とする。

第3図 フライヤーの被防護面積

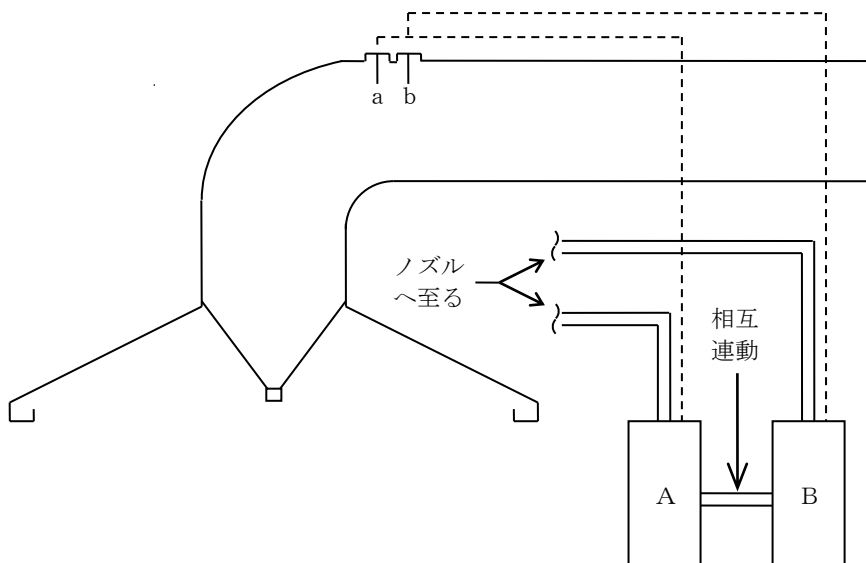
ウ 消火薬剤に二酸化炭素又はハロゲン化物消火薬剤を使用しないこと。

(4) 設置要領

ア フード等用簡易自動消火装置を設置する場合、一の認定合格品（財団法人日本消防設備安全センターにおいて適合したもの）で、前(2)シ及びス並びに前(3)ア及びイにより算出した被防護面積を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置することを原則とするが、次に掲げる場合にあっては、認定品合格品を組み合わせる設置することができる。

なお、認定合格品を組合せにより設置する場合の機器は同一型式のものを使用するほか、相互に連動させること。この場合、認定試験合格時の放出口の数及び消火薬剤量は省略することはできないが、感知部が同一箇所を設置される場合にあっては、一の感知部で連動起動することができるものであること。

(第4図参照)

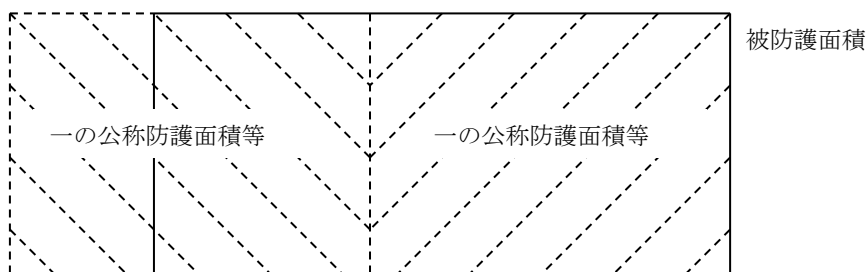


※感知部は a 又は b の何れかを設置すればよい。

第4図

(ア) 同一フードに複数のダクトの立上がりがある場合（この場合、ダクトの立上りの数と同数の認定合格品を組合せて設置すること。）

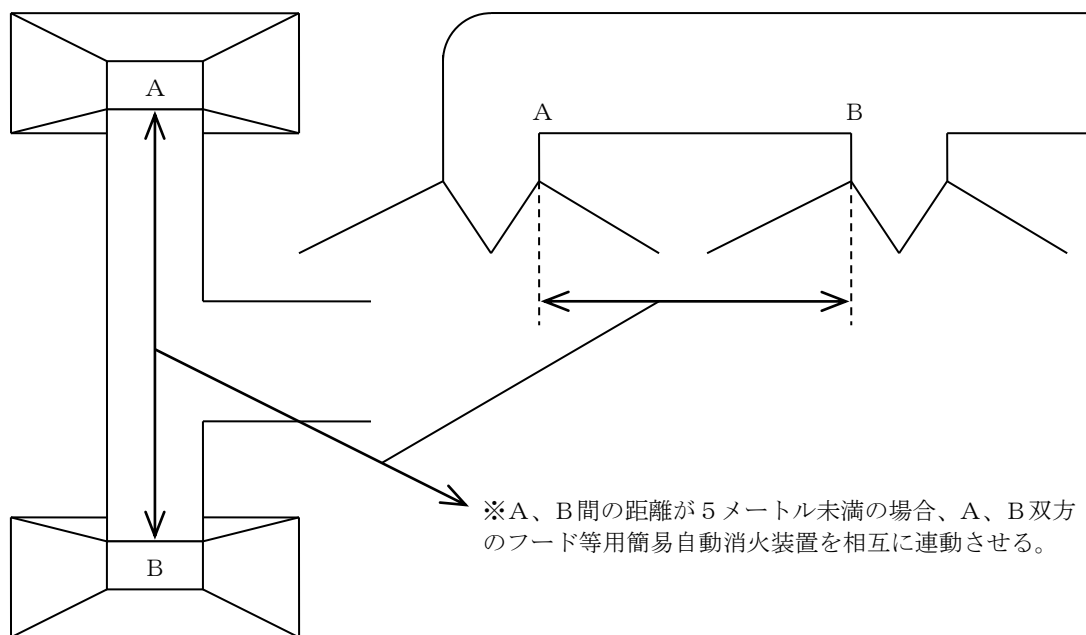
(イ) 各防護対象物が大きく、一の認定合格品で警戒することができない場合（第5図参照）



※同一型式の複数の消火装置を被防護面積等が警戒できるように設け、相互に連動させる。

第5図 防護対象物が大きく一の装置で警戒できない場合

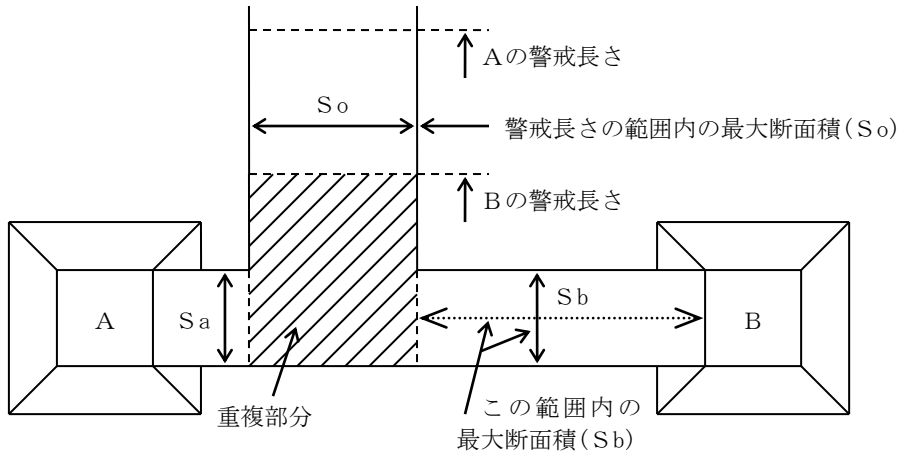
イ 二以上のフードが同一のダクトに接続されている場合で、ダクトの分岐点を経由して、それぞれのフード間の距離が5メートル未満の場合にあっては、それぞれのフードに設置される機器相互を連動させること。(第6図参照)



第6図

なお、この場合のダクト被防護面積は、前(2)セによるほか、次によることができるものであること。

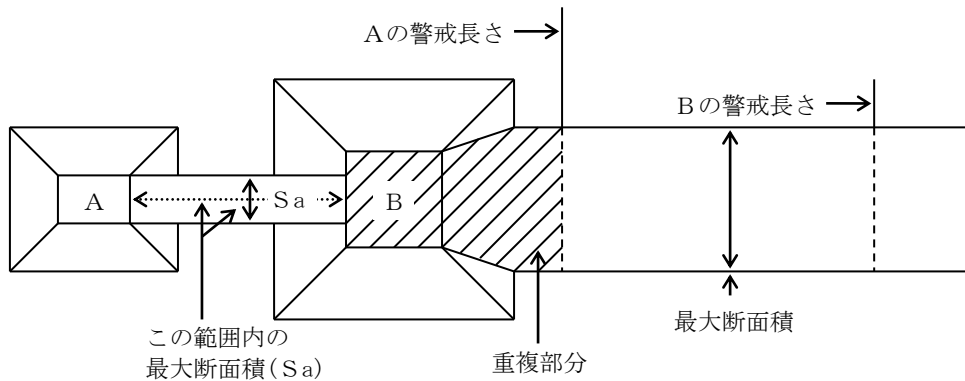
(ア) 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上のフード等簡易自動消火装置が連動される場合にあっては、ダクト部分をそれぞれのフード・ダクト用で重複して警戒する必要はないものであること。(第7図参照)



※Aに設置するフード・ダクト用は、ダクトの公称防護断面積が $S_o$ 以上のものでなければならないが、Bに設置するフード・ダクト用はダクトの公称防護断面積が $S_b$ 以上のものとする事ができる。

第7図

(イ) 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上のフード等簡易自動消火装置が連動される場合、一のフード・ダクト用のダクト被警戒長さの範囲内に他のフード・ダクト用が設置される場合のダクト被防護面積は、他の装置に至るまでのダクトの最大断面積とすることができるものであること。(第8図参照)



※Bに設置するフード・ダクト用は、ダクトの公称防護断面積が $S_b$ 以上のものでなければならないが、Aに設置するフード・ダクト用はダクト公称防護断面積が $S_a$ 以上のものとする事ができる。

第8図

## (5) 他の装置との関連

ア 排気用ダクト部分でダクト被警戒長さの範囲内に防火区画のために供されるダンパーが設置されている場合には、当該ダンパーの設置によりフード等用簡易自動消火装置の機能に障害が生じないものとする。

イ フード等用簡易自動消火装置は、火炎伝送防止装置としての防火ダンパーとは併用しないものとする。

## 3 基準により設置した場合の特例等

厨房設備（液体燃料を使用するものを除く。）が設置されている部分に、政令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置し、かつ、次のすべてに適合するフード等用簡易自動消火装置等を設けた場合にあつては、政令第 32 条の規定を適用し、政令第 13 条第 1 項第 7 欄に規定する消火設備を設置しないことができるものであること。

この場合、特例基準適用条件として設置したフード等用簡易自動消火装置の機能確保のため、適正な維持管理を行わせること。

(1) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備には、フード等用簡易自動消火装置が、前 2 の基準に基づき設置されていること。この場合、固体燃料を用いる厨房設備（排気ダクトに接続されるものに限る。）には、油脂を含む蒸気が排気ダクト内に入らない装置（一般社団法人日本厨房工業会の認定ラベルが貼付された油除去装置に限る。）が設けられていること。

(2) 気体燃料を使用する厨房設備の場合には、フード等用簡易自動消火装置の起動及び多量の火気を使用する厨房室のスプリンクラー設備の作動と連動して当該厨房設備の気体燃料の供給を停止するもの。